

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月29日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会規則第4号

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																																
1	<p>(室及び課の分掌事務)</p> <p>第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>室及び課</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育室</td> <td> <p>[略]</p> <p>生徒指導担当の分掌事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>高校改革担当の分掌事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 中高一貫教育に関すること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>[略]</p> </td> </tr> <tr> <td>生涯学習文化課</td> <td> <p>生涯学習担当の分掌事務</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>[略]</p> </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(職及び職務)</p> <p>第28条 事務局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>職</th> <th>職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	室及び課	分掌事務	[略]		学校教育室	<p>[略]</p> <p>生徒指導担当の分掌事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>高校改革担当の分掌事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 中高一貫教育に関すること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>[略]</p>	生涯学習文化課	<p>生涯学習担当の分掌事務</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>[略]</p>	[略]		区 分	職	職 務				<p>(室及び課の分掌事務)</p> <p>第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>室及び課</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育室</td> <td> <p>[略]</p> <p>生徒指導担当の分掌事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>P T A及び青少年教育団体の共済事業に関すること(生涯学習文化課の所掌に属するものを除く。)</u>。</p> <p>高校改革担当の分掌事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 中高一貫教育 <u>(連携型に限る。)</u> に関すること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>[略]</p> </td> </tr> <tr> <td>生涯学習文化課</td> <td> <p>生涯学習担当の分掌事務</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) <u>P T A及び青少年教育団体の共済事業に関すること(学校教育室の所掌に属するものを除く。)</u>。</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>[略]</p> </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(職及び職務)</p> <p>第28条 事務局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>職</th> <th>職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	室及び課	分掌事務	[略]		学校教育室	<p>[略]</p> <p>生徒指導担当の分掌事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>P T A及び青少年教育団体の共済事業に関すること(生涯学習文化課の所掌に属するものを除く。)</u>。</p> <p>高校改革担当の分掌事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 中高一貫教育 <u>(連携型に限る。)</u> に関すること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>[略]</p>	生涯学習文化課	<p>生涯学習担当の分掌事務</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) <u>P T A及び青少年教育団体の共済事業に関すること(学校教育室の所掌に属するものを除く。)</u>。</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>[略]</p>	[略]		区 分	職	職 務			
室及び課	分掌事務																																	
[略]																																		
学校教育室	<p>[略]</p> <p>生徒指導担当の分掌事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>高校改革担当の分掌事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 中高一貫教育に関すること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>[略]</p>																																	
生涯学習文化課	<p>生涯学習担当の分掌事務</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>[略]</p>																																	
[略]																																		
区 分	職	職 務																																
室及び課	分掌事務																																	
[略]																																		
学校教育室	<p>[略]</p> <p>生徒指導担当の分掌事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>P T A及び青少年教育団体の共済事業に関すること(生涯学習文化課の所掌に属するものを除く。)</u>。</p> <p>高校改革担当の分掌事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 中高一貫教育 <u>(連携型に限る。)</u> に関すること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>[略]</p>																																	
生涯学習文化課	<p>生涯学習担当の分掌事務</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) <u>P T A及び青少年教育団体の共済事業に関すること(学校教育室の所掌に属するものを除く。)</u>。</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>[略]</p>																																	
[略]																																		
区 分	職	職 務																																

[略]		
本庁	[略]	
	教育企画室	[略]
		学校施設課長
[略]		
[略]		

2 前項に規定する職のほか、事務局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、主幹及び副主幹にあつては事務職員を、技術主幹及び技術副主幹にあつては技術職員を、その他の職にあつては事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務	
[略]			
本庁	室及び課	主幹	[略]
		[略]	
		主任	[略]
		[略]	
教育 事務 所	[略]	[略]	
	主任	[略]	
	[略]		

3 前2項に規定する職のほか、事務局に、次の表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、同表の左欄に掲げる職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職 員	職	職 務
[略]		
事務職員	主任主事及び主事	[略]
	[略]	
	主任文化財専門員、文化	[略]

[略]		
本庁	[略]	
	教育企画室	[略]
		学校施設課長
		営繕担当課長
[略]		
[略]		

2 前項に規定する職のほか、事務局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、主幹及び副主幹にあつては事務職員を、技術主幹及び技術副主幹にあつては技術職員を、その他の職にあつては事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務	
[略]			
本庁	室及び課	特命参事	<u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室又は課の事務で特に命ぜられた事務を掌理する。</u>
		主幹	[略]
		[略]	
		主任及び主任 行政専門員	[略]
教育 事務 所	[略]	[略]	
	主任及び主任 行政専門員	[略]	
	[略]		

3 前2項に規定する職のほか、事務局に、次の表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、同表の左欄に掲げる職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職 員	職	職 務
[略]		
事務職員	主任主事、主事及び行政 専門員	[略]
	[略]	
	上席文化財専門員、文化	[略]

	財専門員及び文化財調査員	
	[略]	
技術職員	主任技師、技師、上席保健師、主任保健師及び保健師	[略]
[略]		

(職及び職務)

第45条 [略]

2 前項に規定する職のほか、学校以外の教育機関に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、主幹及び副主幹にあつては事務職員を、その他の職にあつては事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
総合教育センター	[略]	
	主任	[略]
	[略]	
生涯学習推進センター	[略]	
	主任	[略]
図書館	[略]	
	主任	[略]

3 前2項に規定する職のほか、学校以外の教育機関に、次の表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、同表の左欄に掲げる職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
事務職員	主任主事及び主事	[略]
	[略]	
	主任文化財専門員、文化財専門員及び文化財調査員	[略]
技術職員	主任技師及び技師	[略]
[略]		

(室及び課の分掌事務)

第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

	財専門員及び文化財調査員	
	[略]	
技術職員	主任技師、技師、 <u>行政専門員</u> 、上席保健師、 <u>主査保健師</u> 、主任保健師及び保健師	[略]
[略]		

(職及び職務)

第45条 [略]

2 前項に規定する職のほか、学校以外の教育機関に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、主幹及び副主幹にあつては事務職員を、その他の職にあつては事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
総合教育センター	[略]	
	主任及び主任行政専門員	[略]
	[略]	
生涯学習推進センター	[略]	
	主任及び主任行政専門員	[略]
図書館	[略]	
	主任及び主任行政専門員	[略]

3 前2項に規定する職のほか、学校以外の教育機関に、次の表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、同表の左欄に掲げる職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
事務職員	主任主事、 <u>主事及び行政専門員</u>	[略]
	[略]	
	<u>上席文化財専門員</u> 、文化財専門員及び文化財調査員	[略]
技術職員	主任技師、技師及び <u>行政専門員</u>	[略]
[略]		

(室及び課の分掌事務)

第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

室及び課	分掌事務
教育企画室	企画担当の分掌事務 (1)～(30) [略]  (31) [略] (32) [略] (33) [略] [略]
[略]	
教職員課	[略] 厚生福利担当の分掌事務 (1)～(7) [略]  [略]

室及び課	分掌事務
教育企画室	企画担当の分掌事務 (1)～(30) [略] (31) <u>特定保険業に関すること(教職員課の所掌に属するものを除く。)</u> 。 (32) [略] (33) [略] (34) [略] [略]
[略]	
教職員課	[略] 厚生福利担当の分掌事務 (1)～(7) [略] (8) <u>特定保険業に関すること(教育企画室の所掌に属するものを除く。)</u> 。 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第51号）の施行の日から施行する。